

## 境港市議会基本条例市民検討会議設置要綱

### (設置及び目的)

第1条 境港市議会（以下「市議会」という。）が、より市民に開かれ、市民の期待に応える市議会をめざして策定を進めている境港市議会基本条例（以下「条例」という。）について、幅広く市民の意見を聴取し、条例に反映するため、境港市議会基本条例市民検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

### (職務)

第2条 検討会議は、市議会の条例審議がより多角的になり、より良い条例が策定できるよう、次の事務を所掌する。

- (1) 市議会が審査する条例案に、市民の立場から率直な意見をすること。
- (2) その他目的達成のための必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 検討会議の委員は、市内小学校区からの推薦者、公募市民等の中から議長が委嘱する者をもって構成する。

- 2 検討会議には、必要に応じてアドバイザーを置くことができる。
- 3 委員の任期は、平成25年7月29日から同年11月30日までとする。

### (運営)

第4条 検討会議に、正副会長1名ずつを置く。

- 2 会長は、検討会議を代表し、会務を総括する。
- 3 会議は会長が招集する。ただし、検討会議設置後最初に行われる会議は議長が招集する。
- 4 検討会議は、公開とする。

### (事務局)

第5条 検討会議の庶務は、境港市議会基本条例策定特別委員会が行う。

### (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営について必要な事項は議長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成25年7月29日から施行する。